

要 求 事 項	回 答
<p>1. 非常勤職員の労働条件の改善について</p> <p>① 勤務労働条件に関しては、労使で協議、交渉を行うこと。</p> <p>② 夏期休暇を正規職員と同じにすること。</p> <p>③ 現在付与されている感染症の特別休暇の中に病気休暇をいれること。</p> <p>④ 退職した職員の適切な補充をすること。</p>	<p>1.</p> <p>① 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>② 特別休暇とし、最大6日間とする。</p> <p>③ 現行どおりとする。</p> <p>④ 退職した職員の補充ができるよう努力する。</p>
<p>2. 非常勤職員の賃金について</p> <p>① 非常勤職員の一時金を支給すること。</p> <p>② 非常勤職員の賃金を改善するために独自の給与表を作成すること。</p> <p>③ 「給与制度見直し」にあたっては、非常勤職員に影響がないようにすること。</p> <p>④ 調理員の賃金改善をすること。</p>	<p>2.</p> <p>① 現行どおりとする。</p> <p>② 現行どおりとする。</p> <p>③ 非常勤職員の単価設定については、正規職員の給料表を基本とし、民間事業者や近隣市等の単価を参考に決定している。</p> <p>④ 現状では困難である。</p>
<p>3. 2016年10月より実施される社会保険加入制度変更への対応について明らかにすること。</p>	<p>3. 社会保険制度の変更については、文書等により周知を図る。</p>